

特別支援学校新学習指導要領の検討

仁木 智輝*, 宇坂 徹*, 片山 達也*, 佐野 友香*, 西山 樹*
廣田そよか*, 安倍 潤子*, 浦部 博之*, 高橋 眞琴**

(キーワード：特別支援学校, 学習指導要領)

I. はじめに

文部科学省は、平成29年4月に、「特別支援学校幼稚園教育要領」、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」を公示した。これらの学習指導要領は、「幼稚園教育要領」「小学校学習指導要領」「中学校学習指導要領」の実施時期に合わせて、移行措置を経たのち、平成33年4月1日から全面実施となっている（文部科学省，2018, pp.4-5）。

今回公示された学習指導要領は、平成28年12月の中央教育審議会答申を受けたものである。同答申では、「はじめに」(p.1)の部分において、「2030年の社会と、そして更にその先の豊かな未来において、一人一人の子供たちが、自分の価値を認識するとともに、相手の価値を尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、よりよい人生とよりよい社会を築いていくために、教育課程を通じて初等中等教育が果たすべき役割を示すことを意図している」と述べられている。「自分の価値を認識するとともに、相手の価値を尊重」という部分や「多様な人々と協働しながら」という部分は、多様な子どもたちを包含しているものと考えられる。

また、同答申の「第1章 これまでの学習指導要領等改訂の経緯と子供たちの現状」においては、「特別支援教育の対象となる子供たちは増加傾向にあり、通常の学級において、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面での著しい困難を示す児童生徒が6.5%程度在籍しているという調査結果もある。全ての学校や学級に、発達障害を含めた障害のある子供たちが在籍する可能性があることを前提に、子供たち一人一人の障害の状況や発達の段階に応じて、その力を伸ばしていくことが課題となっている。」(p.8)と特別支援教育の現状が述べられ、第3章『『生きる力』の理念の具体化と教育課程の課題』においては、「我が国が平成26年に批准した『障害者の権利に関する条約』において提唱されているインクルーシ

ブ教育システムの理念の推進に向けて、一人一人の子供たちが、障害の有無やその他の個々の違いを認め合いながら、共に学ぶことを追求することは、誰もが生き生きと活躍できる社会を形成していくことでもある。」(p.18)と特別支援教育の課題が述べられている。

改訂された「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説総則編（幼稚園・小学部・中学部）」(p.4)においては、前述の中央教育審議会答申から①「何ができるようになるか（育成を目指す資質・能力）」「何を学ぶか」（教科等を学ぶ意義と、教科間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成）③「どのように学ぶか」（各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実）④「子供一人一人の発達をどのように支援するか」（子供の発達を踏まえた指導）、⑤「何が身についたか」（学習評価の充実）、⑥「実施するために何が必要か」（学習指導要領の理念を実現するために必要な方策）が学習指導要領に求められ、特に、特別支援教育では、①「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」「子どもの障害の重度・重複化、多様化」、③「社会の急速な変化と卒業後を見据えた教育課程の在り方」への対応が求められている。

文部科学省（2016）は、「文部科学省が所管する分野における障害者施策の意識改革と抜本的な拡充～学校教育政策から『生涯学習』政策へ～」において、障害のある人の卒業後の「生涯学習の場」の必要性を示唆しているが、改訂された「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説総則編（幼稚園・小学部・中学部）」でも「第5節 児童又は生徒の調和的な発達の支援」において、障害のある児童生徒に対して学校教育段階から将来を見据えた教育活動の充実を図るため、生涯学習への意欲の向上について新たに規定されている（文部科学省，2017, p.283）。

本研究では、現行の特別支援学校学習指導要領と平成29年4月に公示された特別支援学校学習指導要領の比較を行い、変更点について、考察を加えることを目的と

*鳴門教育大学大学院 特別支援教育専攻修士

**鳴門教育大学 人間教育専攻

した。

II. 方 法

大学院授業（修士課程）の「特別支援教育課程特論演習」（2017年度）において、現行の学習指導要領と特別支援学校学習指導要領の比較や変更点について、著者が調査を行い、演習で発表した内容を取り上げる。加えて、前述した改定の中心になった点について、考察を行っていくこととする。

III. 結 果

平成29年4月に公示された学習指導要領では、特に、以下の点が新たに示されていた。

(1) 社会に開かれた教育課程の実現

「社会に開かれた教育課程の実現」とは、平成29年4月に公示された特別支援学校学習指導要領改訂の狙いの一つである。その実現のためには、どのような教育課程の実現が必要とされているのかを幼稚園、小・中学部ごとの内容を以下に挙げる。

幼稚園では、教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくために、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの幼稚園において、幼児期にふさわしい生活をどのように展開し、どのような資質・能力を育むようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。

小・中学部では、教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくために、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。

平成29年4月に公示された特別支援学校学習指導要領改訂のポイントの一つとして、幼稚園、小・中学部段階からのキャリア教育の充実を図ることが規定されており、上記枠内の下線部からそのことが伺える。

また、子どもたちの日々の充実した生活を実現し、未来の創造を目指していくためには、「社会に開かれた教育課程」として以下の3点が重要になる。

・社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学

校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。

- ・これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自らの人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。
- ・教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

以上から、平成29年4月に公示された特別支援学校学習指導要領では、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという目標を共有し、社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育むことを改訂のポイントとして重要視していることが分かる。

その他にも社会に開かれた教育課程の実現のためには、これからの学校教育の在り方に関わる諸改革との連携を図ることや、学習指導要領等の実施に必要な条備等が必要不可欠であると考えられる。

(2) 各学校におけるカリキュラムマネジメントの確立

カリキュラム・マネジメントとは、平成29年告示の特別支援学校小学部・中学部学習指導要領解説総則等編によると、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげていくことだとしている。

学習指導要領の改訂に当たって、中央教育審議会（2015）では、「社会に開かれた教育課程」の実現を通じて子どもたちに必要な資質・能力を育成するという新しい学習指導要領等の理念を踏まえ、これからのカリキュラム・マネジメントについては、3つの側面から捉えるとしている。具体的には、①各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた教科横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していくこと、②教育内容の質の向上に向けて、子どもたちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立すること、③教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせること、としている。

これを受けて、平成29年告示の特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第1章総則の第2節の4に、学校においては、児童又は生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を

教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況の評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という）に努めるものとする。その際、児童又は生徒に何が身に付いたかという学習の成果を的確に捉え、第3節の3の(3)個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげていくよう工夫することと記載された。2文目は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領にだけ記載された文言である。

カリキュラム・マネジメントの実現に向けては、校長又は園長を中心としつつ、教科等の縦割りや学年を越えて、学校全体で取り組んでいくことができるよう、学校の組織や経営の見直しを図る必要がある、そのためには、管理職のみならず全ての教職員がカリキュラム・マネジメントの必要性を理解し、日々の授業等についても、教育課程全体の中での位置付けを意識しながら取り組む必要がある（中央教育審議会、2016）。このことから、カリキュラム・マネジメントには幅広い視点が含まれていることが分かる。管理職が行うものだけでなく、身近に行えることもあるということを知っておく必要がある。

(3) 障害のある子どもの学びの場の柔軟な選択、学びの連続性を重視

まず、義務教育段階における障害のある子どもの学びの場としては、通常の学級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校があり、障害のある子どもは、この4つの場を活用し学習をしている。また、平成30年4月から高等学校においても、この学びの場の1つである通級指導教室の設置義務が課されている。さらに、自治体によっては、副籍制度等も存在し、義務教育だけではなく、後期中等教育においても学びの場の柔軟な選択は、少しずつではあるが、なされてきているといえるだろう。

このように障害のある子どもの学びの場は、多様化されてきており、“どこで学ぶのか”という選択を、その当事者や保護者、教員はしなければならない。どの学びの場がその障害のある子どもにとって適しているかという判断は難しいが、その中で当事者の現状と能力を照らし合わせ、決定を行うことが必要となるであろう。

次に、学びの連続性について、学校間と学部間、学年間といった縦と、先述した学びの場の間や教科間といった横のつながりを意識した指導が必要であると考えられる。

横の繋がりととして、例えば、児童生徒は、通級指導教室を利用する場合であれば、普段は、通常学級に在籍しているだろう。このような場合には、通常学級の担任の

教員と通級指導教室の担任の教員が行う指導において、障害のある子どもに対する指導の方向性が同じである必要があると考える。また、教科間の連続性については、特別支援学校は領域と教科を合わせた授業を行うことになっているが、他の授業の学習内容について、当該授業中にも触れることにより、児童生徒は学習内容を振り返ることができることや、学習内容を用いて、次に発展させることにも繋がるのではないだろうか。これらの2点において横の繋がりで、学びをその1時間の授業だけのものにはせず、他の場でも学習すること又、教員がその指導を意識して行うことにより、児童生徒にとって学んだことの定着や、新たな学びに繋がることが考えられる。

縦の繋がりととして、近年の知的障害特別支援学校の課題として、高等部における軽度知的障害のある生徒の増加があるが、これについては、地元の中学校に在籍していた生徒が、高等部で初めて特別支援学校に入学するケースが増加に影響していると報告されている。このケースは高等部だけに限らず、小学校から中学部といったパターンもある。このような学校間の転学において、地元の学校での児童生徒の状態を伝えることは、児童生徒の学習の連続性に関わり、必要な連携である。学部、学年間においては、新指導要領によって、学部ごとの教科指導において段階別の指導内容が設定された。これにより、教員は、担任している学部の指導に見通しが持てることや、児童生徒の状態に合わせた指導、これに加えて学部間での連携が以前と比べてし易くなったと推察される。

これらの内容が、新学習指導要領に反映されたことは、障害のある子どもの学びの場の柔軟な選択、学びの連続性の重視が求められていると理解できる。そして、障害のある子どもの学びの場の選択肢が増える一方、教員は、児童生徒の学習の繋がりを意識して指導、支援にあたるものが求められる。

(4) 一人一人に応じた指導の充実

子ども一人ひとりの資質・能力の育成を支援する視点に立って、新学習指導要領には、各学部において当該学部以外の学習指導要領を踏まえることや、視覚障害の場合は空間や時間の概念形成の充実、聴覚障害の場合は音声、文字、手話、指文字等を活用した意思の相互伝達の充実、肢体不自由の場合は体験的な活動を通じた的確な言語概念等の形成、病弱の場合は間接体験、疑似体験等を取り入れた指導方法の工夫、知的障害の場合は小・中学部各段階に目標を設定し、さらに中学部は2段階を新設し、教科ごとの指導計画の作成と内容の取扱いを新たに示した。さらに全体としてICTなどの情報機器の活用についてなどが新たに明記されている。これらのことから、長期的な視点で一人ひとりの支援を行うこと、それ

ぞれの障害特性に合わせて指導の方法を工夫することで、幼児児童生徒の能力を伸ばしていくことが求められていると考えることができる。

また、自立活動の内容として「障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること」を新しく規定しており、近年増加傾向にある発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実させることを目的としている。前回改定において一人一人の実態に応じた指導を充実するため、障害のある幼児児童生徒に「個別の指導計画」を作成することを義務付け、学校、医療、福祉、労働等の関係機関が連携し、一人ひとりのニーズに応じた支援を行うため、「個別の教育支援計画」を作成することとしており、今回の改定では特別支援学級に在籍している児童生徒や通級指導教室に通う児童生徒も作成・効果的な活用を行うよう明記された。また、キャリア教育について小学校段階から明記され、子どもの障害に応じた支援や発達の支援、未来を見据えた教育を目指していることが分かる。今改訂から文章のいたる箇所幼児児童生徒の「障害の状態や特性及び発達の程度等」に応じてというようにとても丁寧に言及されている点からも、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに合わせた指導・支援を行うことができるよう実態把握と実施後の評価を適切に行うことがねらいとされていると考える。

子どもたちを取り巻く環境は急速に変化している。障害のある幼児児童生徒の実態やニーズは様々であり、将来の自立と社会参加に向けて個々の丁寧な支援・指導が子どもたちのもっている能力を伸ばしていくために必要であることから、より具体的にその支援の方法や指導の内容を明記していると思われる。

(5) 障害の重度・重複化、多様化への対応

特別支援学校学習指導要領等の改訂の基本的な考え方で、障害の重度・重複化への対応と卒業後の自立と社会参加に向けた充実が挙げられている。自立と社会参加に向けた教育の充実として、卒業後の視点を大切にしたりカリキュラム・マネジメントを計画的・組織的に行うことを規定している。また、幼稚部、小学部、中学部段階からのキャリア教育の充実を図ることを規定している。更に、生涯学習への意欲を高めることや、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう配慮することを規定している。他にも、障害のない子どもとの交流及び共同学習を充実（心のバリアフリーのための交流及び共同学習）、日常生活に必要な国語の特徴や使い方、数学を学習や生活で生かすこと、身近な生活に関する制度、働くことの意義、消費生活と環境など、知的障害者である子どもの各教科の内容を充実させている点についても、教育内容等の主な改善事項として挙げられる。また、教育内容等の主な改善事項と

して学びの連続性を重視した対応について指摘されている。ここでは、「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」について、子どもたちの学びの連続性を確保する視点から、基本的な考え方を規定している。

(6) 主体的・対話的で深い学びの視点を踏まえた指導改善

今回の学習指導要領の改訂の基本的な考え方として、社会に開かれた教育課程の実現、育成を目指す資質・能力、主体的・対話的で深い学びの視点を踏まえた指導改善、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立など、初等中等全体の改善・充実の方向性が重視されている。主体的・対話的で深い学びの視点を踏まえた指導改善は、今回の改訂において中核になるものである。改訂前の学習指導要領では、学力に関する事や道徳に関する事、体育・健康に関する事、自立活動についての指導は別々に記載されていたが、今回の改訂では、第1章総則第2節「小学部及び中学部における教育の基本と教育課程の役割2」において、「学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第4節の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の(1)から(4)までに掲げる事項の実現を図り、児童又は生徒に生きる力を育むことを目指すものとする。」とした上で、(1)が学力に関する事、(2)が道徳に関する事、(3)が体育・健康に関する事、(4)が自立活動についての指導について記載され、全ての教育活動において主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が位置付けられるようになった。また、「第1章総則第4節教育課程の実施と学習評価 1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」では、「各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。」として(1)から(7)までの項目が挙げられている。(1)においては「第2節の3の(1)から(3)までに示すことが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童又は生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。」と記載されており、学習の充実について詳しく記載されている。(2)は、言語能力の育成を図るために言語環境を整えたり言語活動や読書活動を充実させたりすること、(3)は、情報活用能力の育成に関する事、(4)は、見通しを立てたり、振り返りたりする学習活動の充実について、(5)は体験活動について、(6)は課題選択及び自主的・自発的な学習の促進について、(7)は学校図書館や地域の公共施設の利活用について記載されている。以上より、今回の改訂により、主体的・対話的で深い学びがより明確に位置付けられるようになったといえよう。

(7) 自立と社会参加に向けた教育の充実

「自立と社会参加に向けた教育の充実」は、平成29年「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説総則編（幼稚園部・小学部・中学部）」の「インクルーシブ教育システムの推進により、障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視」の節に示されている。「(ア) 卒業までに育成を目指す資質・能力を育む観点からカリキュラムマネジメントを計画的・組織的に行うことを規定」「(イ) 幼稚園部、小学部、中学部段階からのキャリア教育の充実を図ることを規定」「生涯を通して主体的に学んだり、スポーツや文化に親しんだりして、自らの人生をよりよくしていく態度を育成することを規定」などが主要な項目としてあげられている。

周囲の理解と支援が本人の自立を支える。周囲の人たちをいかに本人の理解者として対象者としていくかが問題である。「その子理解」であり、そのようなネットワークの中に本人や家族を置き、日常的に支えていくことが自立に向けた支援になる。つながっていることのみがネットワークではない。本人にそれなりの役割があり、必要とされる場でなければならない。「居場所の成立」「自己と他者との相互承認」であり、居場所とは、時間と空間の共有と他者との関係の成立のことである。交流教育の見直しも必要である。中学校、高等学校、特別支援学校、大学などの卒業の後、いわゆる社会人として就業した状態を説明する概念として、社会参加の一部を説明している。結婚後の家庭における家事労働あるいは、地域共同体における活動、スポーツ活動、アートを通して不特定多数に、メッセージを発信する行為も社会参加である。

IV. 総合考察

本研究の方法として用いた、大学院授業（修士課程）の「特別支援教育課程特論演習」では、平成29年特別支援学校学習指導要領への移行に際し、各節ごとにその変更点や特徴を確認してきた。例えば、学びの連続性を重視するという項目では、学校段階というタテの連続性と、通常の学級から特別支援学校というヨコの連続性があることを確認した。このように、連続した学びの場を整えることは、多様な子どもに対応していると考えられる。また、他の方針も同様に、多様な子どもに対応した教育課程を編成するための方針であると考えられる。

平成29年特別支援学校学習指導要領は、障害者の権利に関する条約への批准やそれによる、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」の影響を受けている。これらの方針を受け、共生社会を目指すために、教育分野ではインクルー

シブ教育が行われる。そのため、学校教育もインクルーシブ教育を反映したものとする目的が、今回の改訂にはあると考える。本研究で考察した各方針は、共生社会やインクルーシブ教育の理念を反映した内容であると考えられる。

また、平成29年特別支援学校学習指導要領がインクルーシブ教育を反映した内容であることは、特別支援教育が学校教育全体の多様な子どもへの教育の基盤となると考えられる。インクルーシブ教育は、①発達障害など障害のある子どもたちへの教育、②不登校等の子どもたちへの教育、③学力差に応じたきめ細かい教育、④特に優れた能力を更に伸ばす教育、リーダーシップ教育、⑤日本語能力が十分でない子どもたちへの教育、⑥家庭の経済状況に左右されない教育機会の保障、⑦これらの取り組みを効果的に促進するための体制の整備の7点の内容が考えられる。

つまり、これらの各項目で示唆されている子どもたちを全て含めることが、多様な子どもと考えられる。インクルーシブ教育を特別支援教育に当てはめると、障害の重度・重複化に対応するための、特別支援学級などの多様な学びの場として、具現化されると考えられる。しかし、インクルーシブ教育は、障害のある子どものみだけでなく、多様な背景をもつ子どもを想定しており、その教育を充実させる必要がある。このとき、インクルーシブ教育の理念が反映されている、平成29年特別支援教育学習指導要領は、通常学校でのインクルーシブ教育の在り方に、示唆する点がある。つまり、障害のある子どもへのインクルーシブ教育が、他の多様な背景をもつ子どもへの教育にポジティブな影響を与えられようことである。本研究で考察した、各変更点は、特別支援教育のみだけでなく、学校教育全体に関わる内容であると考えられる。

文 献

中央教育審議会「初等中等教育分科会（第100回）配付資料」。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryo/attach/1364319.htm
(アクセス確認2019. 1. 31)

中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」(答申)

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2017/01/10/1380902_0.pdf (アクセス確認2019. 1. 31)

中央教育審議会「初等中等教育分科会（第113回）配布資料2-1」2017年

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryo/_icsFiles/afieldfile/2017/10/17/1396986_04.pdf (アクセス確認 2019. 1. 31)

教育再生実行会議「全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を开花させる教育へ (第九次提言)」2016.

文部科学省「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編 (幼稚部・小学部・中学部)」開隆堂, 2018.

文部科学省「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編 (高等部)」開隆堂, 2018.

文部科学省「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編」開隆堂, 2018.